

第15回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：平成28年6月30日（木）

午前10時から

場所：京都市役所本庁舎1階 F 会議室

次 第

1 開 会

2 議事等

○ 報告事項

(1) 奨学金等返還事務の取組状況について（平成28年3月末日現在）

・・・P1（資料1）

(2) 奨学金等の返還請求訴訟の状況について

・・・P15（資料2）

○ その他

（添付資料）

- ・ 奨学金等返還事務の取組状況（平成28年3月末日現在）（資料1）
- ・ 奨学金等の返還請求訴訟の状況（資料2）

（参考資料）

- ・ 第14回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項
- ・ 第14回京都市奨学金等返還事務監理委員会議事録

奨学金等返還事務の取組状況（平成28年3月末日現在）

1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況

(1) 借受者別の返還に関する手続の状況（人数ベース）

区分	借受者 ①	返還手続の状況（①の内訳）					
		猶予中 ②	免除中 ③	返還請求 ④	返還請求の状況（④の内訳）		
					返還済 (注1)	未返還 滞納(注2) 滞納なし(注3)	
人数	1,404	1	1,156	247	78	20	149
構成比	100.0%	0.1%	82.3%	17.6%	5.6%	1.4%	10.6%
返還請求分				100.0%	31.6%	8.1%	60.3%

注1 「④返還済」とは、奨学金の全額を返還した者又は平成27年度返還分（納期は平成27年10月1日～平成28年9月30日）までを完納している者である。

注2 「滞納」には、現在、免除の適用を受けている者で、過去の滞納分について分納誓約により返還手続中の者（8人）を含んでいないため、実際の滞納者総数は平成26年度返還分に滞納がある20人に8人を加えた28人である。

注3 滞納者（20人）については、平成26年度返還分から新たに滞納となった者が4人おり、残る16人は平成25年度以前返還分も含めての滞納者である。

○滞納者（20人）に係る取組状況について（内訳）

- ・ 返還金未納付 . . . 11人
- ・ 返還手続未了 . . . 1人
- ・ 訴訟結果待ち（訴訟係属中の者（2人）を含む） . . . 8人

(2) 平成27年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況（件数ベース）

返還年度	対応件数	猶予中	免除中	返還請求	収入	未収入
27	1,698 件	2 件	1,419 件	277 件	60 件	217 件
	(100.0%)	(0.1%)	(83.6%)	(16.3%)	(3.5%)	(12.8%)
				[100.0%]	[21.7%]	[78.3%]
	133,255 千円	101 千円	106,787 千円	26,337 千円	13,393 千円	12,944 千円
	(100.0%)	(0.1%)	(80.1%)	(19.8%)	(10.1%)	(9.7%)
				[100.0%]	[50.9%]	[49.1%]

【返還猶予の内訳】

- 在学中のため 2 件
- 収入の大幅な減少のため 0 件
- 所在不明のため 0 件
- 特別な事情 0 件

【返還免除の内訳】

- 死亡のため 0 件
- 障害のため 0 件
- 所得が基準以下のため 1,419 件

【履行期限の延長の状況】・・・上記「返還請求277件」の内数

- 所得が基準以下のため 64 件（50人）
- その他特別な事情等 0 件

(3) 督促・催告等の実施状況

平成19～26年度返還分に係る滞納者65人（平成27年9月末日現在で新規滞納者46人，継続滞納者19人（裁判手続中の2人を除く。判決が確定した1人は含む。））について，平成27年11月末までに返還手続を行った者（新規滞納者25人，継続滞納者2人）及び12月1日時点で相談中等の者（新規滞納者5人，継続滞納者4人）を除き，次のとおり督促及び催告を実施した。

その結果，22人（新規滞納者18人，継続滞納者4人）が返還手続を行ったため，裁判手続中以外の滞納者は18人（手続に応じたものの，滞納が解消していない者2人を含む。）となり，裁判中の借受者を加えると滞納者数は20人である。

ア 督促・催告の実施（新規滞納分）

平成27年9月末日の履行期限が経過し，新たに滞納となった平成26年度返還分の滞納者（46人）に対して，11月末までに返還手続を行った者（25人）を除き，次のとおり督促等を実施した。

【督促・催告の実施状況】

（平成28年3月末日現在）

発行日付	区分	合計	相談中	督促	催告	督促等後の 返還手続 (注)
12月1日	対象借受者(人)	21	5	16	—	14(11)
3月2日	対象借受者(人)	7	2	—	5	4(3)

(注) 相談中等により催告書を送付しなかった者が手続した場合を含んでおり，（ ）内が督促等を実施した者のうち，返還手続を行った者の人数である。

【督促・催告後の返還手続の内訳】

督促・催告発行日	手続済人数	内訳			
		滞納金完納	分納誓約	免除	猶予
12月1日	14	11	1	1	1
うち相談中分	(3)	(—)	(1)	(1)	(1)
うち督促分	(11)	(11)	(—)	(—)	(—)
3月2日	4	4	—	—	—
うち相談中分	(1)	(1)	—	—	—
うち催告分	(3)	(3)	—	—	—

イ 催告の実施（継続滞納分）

平成25年度以前返還分に既に滞納がある19人（平成27年9月末日現在。裁判手続中の2人を除く。）について、11月末までに返還手続を行った者（2人）を除き催告（特別催告）を実施した。

【催告等の実施状況】

（平成28年3月末日現在）

発行日付	区分	合計	所在不明等	相談中	催告等 (注3)	催告等後の 返還手続 (注2)
12月1日	対象借受者(人)	17	—	4	13	2(1)
	うち保証人請求(人)	12	—	—	12	
3月2日	対象借受者(人)	15	—	7	(8)	2(0)
	うち保証人請求(人)	—	—	—	—	

(注1) 具体的な返還の意思までは示していないが、面談を継続中の者である。

(注2) 納付相談中又は所在不明により催告書を送付しなかった者が手続した場合を含んでおり、()内が催告等を実施した者のうち、返還手続を行った者の人数である。

(注3) ()内の8人は、特別催告（原則として6月と12月に実施）の対象者であるため、3月2日付の催告は実施していない（13ページの「(参考2)奨学金返還手続に係る当面のスケジュール」参照）。

【催告後の返還手続の内訳】

催告等発行日	手続済人数	内訳		
		滞納金完納	分納誓約	猶予
12月1日	2	—	2	—
うち相談中分	(1)	—	(1)	—
うち催告等分	(1)	—	(1)	—
3月2日	2	2	—	—
うち相談中分	(2)	(2)	—	—
うち催告等分	(0)	(0)	—	—

(4) 今後の訴訟対象者の見込み

(平成28年3月末日現在)

年度 区分	26	27	28	29	30	合 計
滞納額 50 万円以上	2 人 (1 人)	1 人 (1 人)	1 人 (1 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	4 人 (3 人)
消滅時効	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)

注1 平成28～30年度の滞納者の見込数については、現在の滞納状況を踏まえて、見込んだものである。

2 上記表中の（ ）内は、裁判で争うことを検討している借受者の人数である。

3 第14回監理委員会（平成27年12月16日）において、法的措置の着手基準を滞納額50万円以上の場合、又は消滅時効を迎える日から1年以内の債権を滞納している場合等に見直した。概ね1年間の周知を経て実施することにしたため、今後も滞納が続いた場合は、26・27年度に50万円以上に到達した者も、28年度に到達した者と同時期に裁判手続を行っていくことになる（具体的な裁判手続のスケジュールについては、13ページの「(参考2) 奨学金返還手続に係る当面のスケジュール」参照）。

2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況（平成27年度決定分）

平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権については、条例第3条第1項の規定に基づき返還免除をしており、その決定は、平成19年度返還分から履行期限が到来した債権ごとに行っている。

また、死亡した借受者については、判明した時点で、条例第3条第2項第1号の規定に基づき、死亡者免除として返還残額の全額を一括免除している。

(1) 免除決定対象額（総額） 1,834,035,630 円（平成20年12月現在）

(2) 免除決定額 126,392,725 円

(参考) 平成27年度の実施状況について

条例第3条第1項に基づく免除（期限到来による一律免除）

返還対象年度	件 数 (件)	免 除 額 (円)	免 除 決 定 日
26	1,611	126,392,725	平成28年3月31日
(参考) 免除額累計	18,551	1,392,603,105	

(参考 1) 年度別の免除、猶予及び返還請求の状況 (平成 28 年 3 月末日現在)

1 平成 13 年度以降に返還始期を迎えた債権に係る取組状況

返還 年度	対応件数	返還猶予	返還免除	返還請求	収 入	未 収 入
19・20	3,626 件 (100.0%)	529 件 (14.6%)	2,892 件 (79.8%)	205 件 (5.6%) [100.0%]	189 件 (5.2%) [92.2%]	16 件 (0.4%) [7.8%]
	249,336 千円 (100.0%)	28,857 千円 (11.6%)	207,570 千円 (83.2%)	12,909 千円 (5.2%) [100.0%]	11,161 千円 (4.5%) [86.5%]	1,748 千円 (0.7%) [13.5%]
21	1,708 件 (100.0%)	200 件 (11.7%)	1,337 件 (78.3%)	174 件 (10.0%) [100.0%]	161 件 (9.4%) [92.5%]	13 件 (0.6%) [7.5%]
	136,593 千円 (100.0%)	10,915 千円 (8.0%)	109,416 千円 (80.1%)	16,262 千円 (11.9%) [100.0%]	15,089 千円 (11.0%) [92.8%]	1,173 千円 (0.9%) [7.2%]
22	1,725 件 (100.0%)	115 件 (6.7%)	1,470 件 (85.2%)	140 件 (8.1%) [100.0%]	120 件 (7.0%) [85.7%]	20 件 (1.1%) [14.3%]
	132,742 千円 (100.0%)	5,993 千円 (4.5%)	114,386 千円 (86.2%)	12,363 千円 (9.3%) [100.0%]	10,907 千円 (8.2%) [88.2%]	1,456 千円 (1.1%) [11.8%]
23	1,721 件 (100.0%)	60 件 (3.5%)	1,537 件 (89.3%)	124 件 (7.2%) [100.0%]	103 件 (6.0%) [83.1%]	21 件 (1.2%) [16.9%]
	128,901 千円 (100.0%)	3,414 千円 (2.7%)	117,424 千円 (91.1%)	8,063 千円 (6.2%) [100.0%]	6,357 千円 (4.9%) [78.8%]	1,706 千円 (1.3%) [21.2%]
24	1,719 件 (100.0%)	27 件 (1.6%)	1,573 件 (91.5%)	119 件 (6.9%) [100.0%]	95 件 (5.5%) [79.8%]	24 件 (1.4%) [20.2%]
	128,423 千円 (100.0%)	1,389 千円 (1.1%)	119,432 千円 (93.0%)	7,602 千円 (5.9%) [100.0%]	5,872 千円 (4.6%) [77.2%]	1,730 千円 (1.3%) [22.8%]
25	1,718 件 (100.0%)	13 件 (0.8%)	1,588 件 (92.4%)	117 件 (6.8%) [100.0%]	95 件 (5.5%) [81.2%]	22 件 (1.3%) [18.8%]
	128,980 千円 (100.0%)	655 千円 (0.5%)	120,683 千円 (93.6%)	7,642 千円 (5.9%) [100.0%]	6,053 千円 (4.7%) [79.2%]	1,589 千円 (1.2%) [20.8%]
26	1,711 件 (100.0%)	6 件 (0.3%)	1,447 件 (84.6%)	258 件 (15.1%) [100.0%]	230 件 (13.4%) [89.1%]	28 件 (1.7%) [10.9%]
	131,428 千円 (100.0%)	284 千円 (0.2%)	111,594 千円 (84.9%)	19,550 千円 (14.9%) [100.0%]	17,533 千円 (13.4%) [89.7%]	2,017 千円 (1.5%) [10.3%]

注 1 「対応件数」については、高校奨学金・大学奨学金をそれぞれ 1 件、平成 19・20 年度返還分をそれぞれ 1 件としてカウントしている。

2 平成 19・20 年度返還分については、平成 15 年以前貸与分と平成 16 年度以降貸与分を分けて、それぞれ 1 件としてカウントしている。

3 平成 16 年度以降貸与分等の返還免除の件数及び金額には、平成 15 年度以前貸与分で制度見直し前に国制度により初回免除したものが含まれている。

4 平成 21 年度返還分には、障害により返還残額の 4 分の 3 を免除し、4 分の 1 を返還としているものが 2 件、所得基準以下の収入により貸与総額の 20 分の 5 を免除し、残額を一括返済

としたものが1件あり、これらについては、返還猶予及び返還請求、返還免除及び返還請求に1件ずつ計上しているため、返還猶予、返還免除及び返還請求の合計件数は要対応件数より3件多くなっている。

5 金額及び構成比については、合計との整合性を取るため、一部四捨五入して表記している。

【返還猶予の事由別内訳】

○ 平成19・20年度	在学中のため	337件
	制度の変更に係る経過措置	71件
	所在不明（注1）	28件
	特別な事情	93件
	※上記に加え、4月1日以降に決定した2件も、別紙で報告する。	
○ 平成21年度	在学中のため	133件
	収入の大幅な減少のため	14件
	所在不明（注1）	14件
	特別な事情	39件
	※上記に加え、4月1日以降に決定した4件も、別紙で報告する。	
○ 平成22年度	在学中のため	73件
	収入の大幅な減少のため	4件
	所在不明（注1）	14件
	特別な事情	24件
	※上記に加え、4月1日以降に決定した4件も、別紙で報告する。	
○ 平成23年度	在学中のため	28件
	収入の大幅な減少のため	5件
	所在不明（注1）	8件
	特別な事情	18件
	長期不在	1件（注2）
	※上記に加え、4月1日以降に決定した5件も、別紙で報告する。	
○ 平成24年度	在学中のため	13件
	収入の大幅な減少のため	1件
	所在不明（注1）	5件
	特別な事情	8件
	※上記に加え、4月1日以降に決定した5件も、別紙で報告する。	
○ 平成25年度	在学中のため	3件
	収入の大幅な減少のため	2件
	所在不明（注1）	5件
	特別な事情	3件
	※上記に加え、4月1日以降に決定した5件も、別紙で報告する。	
○ 平成26年度	在学中のため	3件
	収入の大幅な減少のため	2件
	所在不明（注1）	0件
	特別な事情	1件
	※上記に加え、4月1日以降に決定した5件も、別紙で報告する。	

注1 制度改正時は所在不明であったが、所在判明後、返還未手続となっていた年度を猶予決定したものである。

2 海外転出による長期不在のため、猶予決定をしたものである。

【返還免除の事由別内訳】

○ 平成19・20年度	制度の変更に係る経過措置	2, 542件
	死亡のため	1件
	障害のため	1件
	所得が基準以下のため	346件
○ 平成21年度	死亡のため	0件
	障害のため	5件
	所得が基準以下のため	1, 331件
○ 平成22年度	死亡のため	1件
	障害のため	0件
	所得が基準以下のため	1, 468件
○ 平成23年度	死亡のため	0件
	障害のため	0件
	所得が基準以下のため	1, 536件
○ 平成24年度	死亡のため	0件
	障害のため	0件
	所得が基準以下のため	1, 572件
○ 平成25年度	死亡のため	0件
	障害のため	0件
	所得が基準以下のため	1, 587件
○ 平成26年度	死亡のため	4件
	障害のため	2件
	所得が基準以下のため	1, 440件

2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況

(1) 条例第3条第1項の規定に基づく免除

返還年度	件数（件）	免除額（円）	免 除 決 定 日
19	2,815	205,459,504	平成21年3月26日等(注)
20	2,774	201,117,636	平成22年3月31日等(注)
21	2,699	196,960,711	平成23年3月31日
22	2,512	188,226,687	平成24年3月27日
23	2,283	174,302,092	平成25年3月29日
24	2,040	157,861,125	平成26年3月26日
25	1,817	142,282,625	平成27年3月26日
26	1,611	126,392,725	平成28年3月31日
合 計	18,551	1,392,603,105	

注 免除決定については、債権総額の精査の結果、追加して行ったものがある。

(2) 条例第3条第2項第1号の規定に基づく免除（死亡による免除）

(処理日ごとに記載)

返還対象年度	件数（件）	免除額（円）	免 除 決 定 日
23～25	2	235,800	平成24年3月30日
23～25	1	56,700	平成25年3月29日
24～29	1	1,188,000	平成25年10月28日
25～34	1	438,000	平成27年3月26日
合 計	5	1,918,500	

特別な事情による返還猶予決定の状況（報告分）

報告 番号	特別な事情	考慮すべき背景
39	A-2（家庭等の事情），C（借受者本人の意思表示）	a（行政不信等） b（第三者情報）
40	A-2（家庭等の事情），C（借受者本人の意思表示）	a（行政不信等） b（第三者情報）
41	B(制度の不理解)，C（借受者本人の意思表示）	a（行政不信等） b（第三者情報）
42	B(制度の不理解)，C（借受者本人の意思表示）	a（行政不信等） b（第三者情報）

※ 各個票に記載している日時，保証人等と借受者本人との続柄，個人的事情の詳細等につきましては，プライバシーに配慮し記載を省略しております。

特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

報告番号 39	猶予した奨学金の対象年度：平成19～26年度返還分（高校分）	
報告番号 40	猶予した奨学金の対象年度：平成21～26年度返還分（高校分）	
特別な事情（ <u> </u> ）		考慮すべき背景（ <u> </u> ）
A-2（家庭等の事情）、C（借受者本人の意思表示）		a（行政不信等） b（第三者情報）
（これまでの経過） 平成21年2月に連絡対象者である保証人と面談し、制度説明を試みたが、同人から「卒業後、相当の年数を経て、本人が結婚するという時に、生活設計をくるわせるようなことをするな。ヤミ金よりたちが悪い。」などと京都市に対する強い不信感を示された。 その後、平成21年8月から23年9月にかけて6回にわたり保証人と接触を重ね、制度説明を行い、免除申請を勧奨しようとしたが、「弁護士に任せている。」「運動団体に任せている。」「裁判結果待ちである。」などとして、面談にも応じていただけない状態が続いた。 平成24年2月に保証人と面談した際、「借受者本人は2人とも地区出身であることは知っているが、奨学金を利用したことは知らせていない。また、借受者の一人は結婚しているが、配偶者は、出身も奨学金も知らないため、訴訟となる場合、保証人を対象とするよう」との要望があった。また、同年4月の面談では、「負けたら、支払う。」との申立があったが、制度説明については、引き続き応じていただけない状態が続いた。 平成25年12月の面談で、免除制度について説明をさせてほしいと持ちかけたが、「裁判で最後まで仲間と戦うとの意思は変わらない。」と主張し、依然として具体的な説明を行うことができなかった。 平成27年12月8日と同月14日の2回の面談で、保証人のこれまでの手続拒否の態度に変化が見られた。保証人は、「私は、勤務先を解雇され収入が途絶え、さらに自身の傷病のため通院している。これに加え、私の配偶者が傷病により長期入院となった。このままでは、私も配偶者もこの先どうなるかわからない。また、自身の兄弟姉妹が最近死去し、精神的に弱っている。<u>将来、私にもしものことが起きた場合、奨学金のことを知らない借受者に不利益が及ぶのではないかと不安を感じていた。</u>」として、やっと当方から返還制度の説明を聞いていただけた。 平成27年12月18日に保証人と面談し、借受者本人に正確な話を伝えてもらうため、平成27年度返還分の返還免除申請書類を整えてもらい、2人とも免除可能であるということを確認した。また、平成26年度以前の返還分については、可否についてはわからないと伝えた上で、猶予制度についての説明を行った。その結果、<u>保証人自身は、制度改正に納得したわけではないが、借受者本人の意思を確認していただくことになった。</u> その後、保証人の配偶者（借受者本人の母）の病状が悪化し、平成28年2月15日に亡くなったという事情のため、49日が開けるまで面談の機会が持てなかった。 平成28年4月4日の保証人との面談で、「<u>借受者本人のうち、一方は仕事にはついているものの不安定な就労状態であり、もう一方は結婚し新たな世帯を設けているため、負担をかけたくないと思いがあった。</u>このため、以前は、本人たちには奨学金について説明をしていなかったが、将来に不安を感じて、本人たちに説明したところ、本人たちは『返還手続を理解でき		

たので、今後の手続は自分たちが対応する。』と述べた。」と伺った。また、当該返還猶予申請書が提出された。

※ 報告番号３９と４０は兄弟姉妹である。

特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

報告番号 4 1	猶予した奨学金の対象年度：平成 2 1 ～ 2 6 年度返還分（高校，大学分）	
報告番号 4 2	猶予した奨学金の対象年度：平成 2 3 ～ 2 6 年度返還分（高校分）	
特別な事情（ ） B(制度の不理解)，C（借受者本人の意思表示）		考慮すべき背景（ ） a（行政不信等） b（第三者情報）
（これまでの経過） 平成 2 1 年 6 月に連絡対象者である保証人と面談し，お詫びを行うとともに，免除制度について説明したが，地域の人と相談してから決めたいと態度を保留された。その後，平成 2 1 年 8 月に地域で開催された本市との話し合いの中で，母は，制度変更に反対する姿勢を強く打ち出していた。平成 2 2 年 6 月になって，母と電話応対を行ったが，制度変更に対する行政への不満を述べられ，支払いにも免除申請にも応じられないとのことであった。同年 8 月に，保証人と面談を行い，免除申請を勧奨したが，「<u>地域の人と相談している。免除申請はしない。</u>」と拒否の姿勢を示された。その後，同年 1 1 月から平成 2 5 年 9 月にかけて何度も保証人や母と面談を重ね，免除申請を勧奨したが，「<u>地域の仲間と相談し，行動を共にする。</u>」「<u>制度変更に納得できない。</u>」などと主張し，手続きに応じていただけない状態が続いた。平成 2 5 年 1 2 月に保証人，母とそれぞれ電話応対する機会があったが，その際，平成 2 1 年 6 月に行った免除制度についての説明が正確に理解できていない様子であったため，貸与状況や免除制度について，再度説明を行うとともに，免除申請を勧奨するため面談を求めたところ，母は「日時についてはまた連絡する。」と述べられた。しかし，その後，返答がなかったので，平成 2 6 年 3 月，母に電話で確認したところ，「状況も変わっていないことから，免除申請は行わない。」と述べられた。それ以降も，催告書を手交する際に，免除申請を勧奨したが意思は変わらなかった。 平成 2 9 年 4 月に借受者のうち一方が，法的措置対象となるため，平成 2 8 年 3 月，保証人と母に口頭で通告を行ったところ，「貸与状況と免除制度について詳しい説明を聞きたい。」との申出があった。4 月 7 日に面談を行い詳細を説明したところ，「<u>地域の仲間の話を鵜呑みにして，何ら行動を起こさなかった</u>ので，これまで制度について理解できていなかった。その責任は私たちにあると思う。」しかし，貸与当時，京都市からは返還する必要はないと言われた経過もあり，<u>親として納得のいかない話ではあるが，本人たちに不利益となる話であることから，2 人に説明する。</u>」との態度を示された。平成 2 8 年 5 月に，保証人から，「<u>本人たちには，これまで奨学金について知っているものとして特に説明をしてこなかったが，この機会に改めて詳細を説明したところ，本人たちは『返還手続等を理解できたので，手続に応じるとともに，今後の手続は，自分たちが対応する』と述べた。</u>」と伺った。また，借受者本人のうち一方の平成 2 7 年度分の返還免除申請書が提出された。もう一方については，免除基準を超える収入があったが，これについても返還の意思を示された。さらに 2 人の猶予申請があった。		

※ 報告番号 4 1 と 4 2 は兄弟姉妹である。

(参考2) 奨学金返還手続に係る当面のスケジュール (平成28年4月～平成29年6月)

- (1) 督促…新規滞納者に対して、履行期限経過後 (各年10月1日) から3箇月後に実施 (27年度返還分新規滞納者については、平成28年12月に実施予定) している。
- (2) 催告…督促状の指定期限後約1年間掛けて4回程度催告を実施 (27年度返還分新規滞納者については、平成29年3月に催告①を実施し、以降3箇月ごとに実施予定) している。
- (3) 特別催告…4回目の催告を行っても、返還手続に応じてもらえない場合は、年2回 (6月と12月) 程度特別催告を実施 (26年度返還分からの滞納者については、平成29年6月に特別催告の①を実施予定) している。
- (4) 法的措置…滞納金額の合計が50万円を超える者で、かつ、裁判で争う意思を示している者に対しては、最終催告を実施しても返還手続に応じてもらえない場合に、監理委員会の諮問、法的措置通知書の送付、議会の議決を経て、訴訟を提起することとしている。

【平成28年度以降の督促・催告の実施予定】

【法的措置の流れ】

	25年度返還分	26年度返還分	27年度返還分		滞納額が50万円を超えた者
		うち、26年度返還分から滞納の者	うち、27年度返還分から滞納の者		(裁判手続対象者)
(履行期限)	平成26年9月30日	平成27年9月30日	平成28年9月30日		各返還年度末
平成28年4月				⇒	特別催告① (注1)
5月					
6月	特別催告①	催告②			
7月					
8月			免除申請締切 (9月末日) のお知らせ		
9月		催告③	【履行期限到来】		【平成27年度返還分の履行期限到来】
10月					特別催告② (注1) 滞納額の合計が50万円超
11月					最終催告 (注2)
12月	特別催告②	催告④	督促		法的措置通知書の送付 (注2)
平成29年1月					
2月					
3月			催告①		議会の議決 (注2)
4月					訴訟提起 (注2)
5月					
6月	特別催告③	特別催告①	催告②		

(注1) 平成27年度返還分までの滞納総額が50万円を超えると見込まれる者については、少なくとも28年4月以降に連絡対象者に対して本人への説明を依頼する。その際、応じられない場合は、おおむね3箇月経過後の7月以降に借受者本人への説明を行い、特別催告②の本人送付の要否を確認したうえで、特別催告②を実施する。

(注2) 当該年度において訴訟の提起・調停の申立てを行う場合に必要の手続である。

- 1 奨学金等の返還請求訴訟（3件）については、いずれも平成27年4月16日に京都地方裁判所（以下「京都地裁」という。）で判決の言渡しがあり、本市の主張が認められました。
- 2 しかし、相手方は、判決を不服とし、平成27年4月27日付けで1件（下記No.2の事件）、平成27年4月28日付けで2件（下記No.1及びNo.3の事件）、3件とも大阪高等裁判所（以下「大阪高裁」という。）に控訴しました。
- 3 No.2の事件について
平成27年9月29日に大阪高裁で判決の言渡しがあり、一審に引き続き本市の主張が認められました。しかし、相手方は、判決を不服として、10月9日付けで最高裁判所（以下「最高裁」という。）に上告しました。
最高裁は、平成28年2月19日付けで、上告を棄却し、本市勝訴の判決が確定しました。
- 4 No.1及びNo.3の事件について
平成28年2月25日に大阪高裁で判決の言渡しがあり、一審に引き続き本市の主張が認められました。しかし、相手方は、判決を不服として、3月9日付けで最高裁に上告しました。
判決確定の目途は、争点が同じで判決が確定したNo.2の事件の例（大阪高裁判決から最高裁決定まで約5か月）から類推して、平成28年7月頃と見込んでいます。

訴訟の状況については、以下のとおりです。

1 裁判手続の実施状況

(1) 裁判手続着手の相手方と実施内容

No	借受者	相手方（注1）	請求額（注2） （追加後）	裁判手続手法	管轄裁判所	提起日
1	A	借受者A 連帯保証人X	129万6,000円 (226万8,000円)	民事訴訟	京 都 地 裁	平成24年4月16日
2	B	連帯保証人Y	108万7,340円 (190万2,845円)	民事訴訟	京 都 地 裁	平成24年4月16日
3	C	借受者 C 連帯保証人Z	100万8,000円 (141万1,200円)	民事訴訟	京 都 地 裁	平成25年5月2日

注1 No.2の相手方については、連帯保証人Yからの申出を認め、Yのみを裁判対象者としている。

注2 訴訟提起後に生じた新規滞納額については、返還年度ごとに、履行期限経過後に相手方への督促状送達の手続を経て、裁判所に追加請求している（直近では、平成26年11月11日に追加請求）。

(2) 裁判における人権上の配慮

ア 本件訴訟について、特に人権に配慮する必要があることから、関係機関に人権上の配慮を依頼しており、京都地裁に対しては、本件訴状の提出の際に民事訴訟法92条の規定に基づき、閲覧等の制限を申し立てるとともに、次の点について、配慮いただけるよう上申書を提出している。

- ① 法廷外において被告らの氏名を掲示しないこと。
- ② 公開の審理の場において口頭で被告らの氏名を呼ばれないこと。

イ 上記アの結果、平成24年4月に提起した2件の訴訟に係る閲覧等制限については、申立てを相当とする決定（No. 1については平成24年8月3日付け、またNo. 2については平成24年8月1日付け）がされており、平成25年度に提起した1件（No. 3）についても、平成25年6月17日付けで、申立てを相当とする決定がされている。

また、上申書に対しては、裁判所から文書による回答はなかったが、平成24年4月に提起した訴訟については、第1回口頭弁論において、法廷外において被告らの氏名の揭示はなく、また、公開の審理の場において被告らの氏名が呼ばれることもなく、要望に沿った対応をしていただけている。

ウ 控訴審（大阪高裁）においても、同様の措置をしていただいた。

(3) 併合審理について（No. 1及びNo. 3）

No. 3の被告から、平成25年8月6日の第1回口頭弁論において、No. 1事件との併合を求める平成25年8月2日付けの下記の内容の上申書の陳述があった。

（併合を求める理由）

「両事件とも主たる争点を共通にしており、原被告訴訟代理人も共通しているので、訴訟経済的には併合することが望ましいと思われるからである。」

当該上申書について、原告からは異論ない旨陳述し、京都地裁は、その場で弁論の併合を決定した。

2 No. 2の最高裁における決定の内容（決定日：平成28年2月19日）

主文

- ア 本件上告を棄却する。
- イ 本件を上告審として受理しない。
- ウ 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

3 No. 1及びNo. 3の大阪高裁における判決の内容（判決日：平成28年2月25日）

(1) 判決の主文

- ア 本件控訴を棄却する。
- イ 控訴費用は控訴人の負担とする。

(2) 判決内容

ア 返還合意の有無について

(ア) 控訴人は、国の奨学金制度が給付制から貸与制に変更された際に、本市職員から援助金制度の説明を受けていることなどから、本件奨学金が貸与制度であることを認識しており、そうした認識の下に誓約書を作成したものであるから、奨学金の返還意思及び、連帯保証の意思を表示していたと認めるのが相当である。

(イ) 返還の必要がない旨の説明があったとしても、地方公共団体である被控訴人が当事者となる契約は、特段の事情のない限り、書面によって締結され、契約内容も当該書面の記載どおりとなる。本件において、特段の事情があるとは認められず、返還合意はあったと認められる。

イ 外形上の合意内容と内心の不一致について

本件奨学金は返還を要する貸与制であることを控訴人は認識しており、外形上の返還合意と控訴人の内心は一致しているから、返還合意は有効である。

ウ 信義則違反・権利濫用について

- (ア) 平成13年3月31日以前返還始期の一律免除が違憲又は違法であるとして提起された住民訴訟で、京都地裁及び大阪高裁の判示内容に照らせば、平成13年4月1日以降に返還始期を迎える奨学金の返還を求めることは、当時の京都市住民の意思に当然に沿うものである。
- (イ) 条例の定めにつき、格別不合理なものとはいえず、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されない。
- (ウ) 本市の従前の運用や説明に信頼を寄せていた控訴人の予測に反する面があることは否定できないものの、上記条例の規定は控訴人に返還義務が存在していることを前提にされたものである以上、特段の事情のない限り、それをもって信義誠実の原則に反するものであるとか、権利の濫用になるものと断ずることは困難である。
- (エ) なお、同奨学金の性質上、本件請求は控訴人の社会的立場や家庭環境に重大な不利益を与えるものであるとの主張は、返還請求や執行等の場面において本市が適切な配慮をすることにより相当程度防ぐことができるものと考えられる。

4 これまでの審理経過

(1) No. 1及びNo. 3について

(京都地裁における審理の状況)

No. 1は14回・No. 3は10回（No. 1の第6回口頭弁論からNo. 3と併合審理）の口頭弁論が行われた。

- | | |
|---------------|---|
| ① 平成23年11月21日 | 第6回監理委員会において、No. 1を裁判対象とすることを了解 |
| ② 平成24年 4月16日 | 京都地裁にNo. 1事件を提訴（24年2月市会で議決） |
| ③ 平成24年 9月25日 | 第1回口頭弁論（No. 1事件） |
| ④ 平成24年11月20日 | 第8回監理委員会において、No. 3を裁判対象とすることを了解 |
| ⑤ 平成25年 5月 2日 | 京都地裁にNo. 3事件を提訴（25年2月市会で議決） |
| ⑥ 平成25年 9月17日 | No. 1事件の第6回口頭弁論（以降、No. 3と併合審理） |
| ⑦ 平成26年11月12日 | 第13回（No. 1事件）・第9回（No. 3事件）口頭弁論において
本人尋問の実施 |
| ⑧ 平成27年 2月17日 | 第14回（No. 1事件）・第10回（No. 3事件）口頭弁論（結審） |
| ⑨ 平成27年 4月16日 | 京都地裁において判決言渡し（本市勝訴） |

判決を不服として、相手方が平成27年4月28日付けで、大阪高裁に控訴

(大阪高裁における審理の状況)

- | | |
|---------------|---------------------|
| ① 平成27年 6月19日 | 相手方から控訴状受領 |
| ② 平成27年 9月16日 | 第1回口頭弁論 |
| ③ 平成27年12月 9日 | 第2回口頭弁論（結審） |
| ④ 平成28年 2月25日 | 大阪高裁における判決言渡し（本市勝訴） |

判決を不服として、相手方が平成28年3月9日付けで、最高裁に上告

(2) No. 2について

(京都地裁における審理の状況)

13回の口頭弁論が行われた。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| ① 平成23年11月21日 | 第6回監理委員会において裁判対象とすることを了解 |
|---------------|--------------------------|

- ② 平成24年 4月16日 京都地裁に提訴（24年2月市会で議決）
- ③ 平成24年 9月25日 第1回口頭弁論
- ④ 平成26年 9月17日 第12回口頭弁論において本人尋問を実施
- ⑤ 平成26年12月17日 第13回口頭弁論（結審）
- ⑥ 平成27年 4月16日 京都地裁において判決言渡し（本市勝訴）
判決を不服として、相手方が平成27年4月27日付けで、大阪高裁に控訴
(大阪高裁における審理の状況)
 - ① 平成27年 6月 5日 相手方から控訴状受領
 - ② 平成27年 6月10日 口頭弁論期日前の事前協議
 - ③ 平成27年 7月16日 第1回口頭弁論（結審）
 - ④ 平成27年 9月29日 大阪高裁における判決言渡し（本市勝訴）
判決を不服として、相手方が平成27年10月9日付けで、最高裁に上告
(最高裁における審理の状況)
 - ① 平成28年 2月19日 最高裁が上告を棄却（判決確定）

第14回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について

平成27年12月16日に開催された「第14回京都市奨学金等返還事務監理委員会」において、以下の事項について報告し、了解された。

1 報告事項

(1) 奨学金返還事務の取組状況について **資料1**

事務局から**資料1**により報告を行い、了解された。

(2) 奨学金等の返還請求訴訟の状況について **資料2**

第6回及び第8回の監理委員会で裁判手続に着手することが承認された3件の案件について、事務局から**資料2**により訴訟の進捗状況及び原告・被告の主な主張について報告を行い、了解された。

なお、委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 高裁でも勝訴した事件番号 NO.2 について、信義則違反ではないことの理由として、訴訟の相手方に経済力があることも掲げられているが、NO.2 の個別事情であることが気になった。NO.1 及び NO.3 の相手方となっておられる方に資力はあるのか。
→ (事務局) NO.2 の方は、提出した証拠資料から資力も認定されたようである。
NO.1 及び NO.3 の方も同様に第一審から収入状況がわかる訴訟資料を提出している。
仮に資力がないとすれば、免除になる可能性が高いと考えている。

2 審議事項

(1) 法的措置着手基準の見直しについて **資料3**

第5回監理委員会（平成23年6月開催）において、「着手基準を滞納額50万円以上とする。ただし、初めての訴訟等であることに鑑み、当面の間、滞納額100万円以上とする。なお、着手基準は今後の裁判手続の進捗状況を踏まえ、見直すこととする。」と定められている。

今回、裁判で本市の主張が認められている等の情勢の変化に伴い、着手基準額を当面の100万円以上から原則の50万円以上に戻すことを提案するとともに、新たに時効による消滅を回避するため、1年以内に消滅時効を迎える債権を滞納している場合も法的措置着手基準とすることについて、委員会として承認された。

なお、上記以外の現行基準（資力調査、裁判手続の相手方の確認、法的措置通知書の送付時期など）の変更はしない旨の説明を行った。

また、委員から、次のとおり意見が出された。

- ・ 今回の見直しの位置づけがはっきりしない。第5回監理委員会の際に決定された内容の修正なのか、それとも新たな制度の策定なのか。
→ (事務局) 法的措置着手基準の滞納額基準を100万円以上から第5回で予定していた50万円以上に戻すことは、第5回監理委員会の決定事項の修正である。
時効の基準については、新たな制度の策定である。

- ・ 今回の見直しは、第5回監理委員会の際に決定した「訴訟基準を滞納額50万円以上とするが、当面の間、基準額の2倍以上と著しく多い滞納金額である100万円以上の者とする」との法的措置着手基準のうち、「当面の間」というのがいつまでなのかという問題だと捉えており、今がその終期であると認識している。

→（事務局）3件の訴訟は、平成28年中には確定すると見込んでいる。第5回監理委員会から5年が経過することになり、また京都市債権管理条例（仮称）も制定される予定であるため、公平性の観点からも、平成29年度から法的措置着手基準も新たな段階に進めていくべきと考えている。

- ・ 上記意見を受けて、事務局として要件を修正する予定はあるか。要件としては明確に記載されていると考えており、これについて委員から意見がなければ承認するをしたい。

→（事務局）要件を修正する予定はない。

(2) 特別な事情による返還猶予制度の見直しについて 資料4

ア 審議内容

履行期限までに返還手続が行えなかったことについて、やむを得ない事情があると認められる場合に適用する特別な事情による返還猶予制度については、平成21年度の制度変更から6年以上が経過し、導入当初とは事情も変化していることから、現状に合わせて猶予を認める類型を廃止、修正、追加することについて、資料4に基づき事務局から説明した。

【参考】

（廃止する類型）

- ・ A-1 検討時間が短かった場合
- ・ A-2 家庭等の事情により対応が困難であった場合
- ・ B 重大な誤解をしていた場合

※ ただしA-2については、類型としては廃止するが、考慮すべき背景として残す。

（修正する類型）

- ・ C 連絡対象者でない借受者又は保証人が連絡対象者とは異なる意思を示した場合
→ 従前の連絡対象者が応じない場合に、それを知らない借受者本人が連絡対象者の意思とは異なり手続に応じる場合

（追加する類型）

- D 連絡対象者の死亡等に伴う借受者本人による手続の開始

イ 委員からの意見

- ・ 今回の見直しでは、従来猶予を認めてきた類型を一部廃止し、新たな類型を追加するということであるが、従来の類型を残しておくという考えはなかったか。従来の類型を廃止することで、不利益を被る方が生じるのではないか。

→（事務局）制度の見直しを検討する中で、1,404人の借受者に対しては、基本的に説明が終わっているので、従来の類型を適用しなければならない人はいないと考えている。

ただ、万が一、適用すべき事例がある場合を考慮し、経過措置として、平成２７返還年度が終了する平成２８年９月末までは、従来の制度と並存して適用したいと提案した。

御指摘のとおり、今後、従来の背景や類型を廃止しても問題ないかを精査し、状況を見ながら、改めて平成２８年１１月頃開催予定の監理委員会に対し、従来の類型を廃止するかをお諮りさせていただく。

ウ 審議結果

委員から従来の類型及び背景を一部廃止することについての意見が出されたことを踏まえ、上記意見を議事録に記載するとともに、今後、借受者に対する特別猶予適用の可能性の有無を精査のうえ、経過措置期間終了後も残置した方がよいと判断される場合には、平成２８年１１月頃開催予定の監理委員会において、審議事項として改めて類型Ａ及び類型Ｂの存続についてお諮りし、残置する必要性がないと判断される場合には、同監理委員会においてその旨を理由と併せて報告することとするを前提に、提案内容について承認された。

(3) 履行期限延長における再判定時の特例的な取り扱いについて **資料５**

履行期限延長の適用に当たっては、５年ごとに本人世帯の証明書類に基づく所得審査を行い、履行期限延長を更新するかどうかを判断しているが、継続して保証人が返還している場合で、更新時に本人世帯の証明書類を提出できないことにつきやむを得ない事情がある場合、例外的に保証人世帯を所得判定世帯として認めることについて、事務局から**資料５**に基づき報告し、委員会として承認された。

第14回京都市奨学金等返還事務監理委員会

開催日：平成27年12月16日

○板倉部長

こんにちは。ただいまから、第14回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、師走の大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

既に御承知のとおり、この委員会は、地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いについて、透明性、客観性、公平性等を確保するため、第三者の視点から客観的な審査を行っていただくことを目的として、京都市地域改善対策奨学金等の債務の取扱いに関する条例の規定に基づき設置されたものでございます。このため、当委員会の会議は原則公開とし、傍聴席も設けさせていただいておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

また、お手元に配布しております委員会資料のうち、参考資料として添付しております、前回の第13回委員会の了解事項及び議事録につきましては、既に山下委員長に御了解をいただいたうえで、私ども人権文化推進課のホームページで公表をさせていただいております。この点についても御了承をお願いいたします。

それでは、議事の進行につきまして、山下委員長、どうぞよろしくをお願いいたします。

○山下委員長

こんにちは、山下です。では最初に、本日の委員会につきましては、定員4名中4名の委員が出席されていますので、京都市地域対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則第5条第3項の規定によって、定足数である過半数を超えておりますので、会議が有効に成立していることを確認します。

それでは議事に移りたいと思います。本日の議事につきましては、事務局から報告事項

が2件、それから審議事項が3件あります。次第の順番に従いまして、定例の報告事項から順番に報告を受けたいと思います。

では、1件目の報告事項、「奨学金等返還事務の取組状況」につきまして、事務局から報告をよろしくお願いします。

○事務局

ありがとうございます。事務局を務めております、人権文化推進課事業調整担当課長の中島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元にお配りしております配布資料の1ページの資料1を御覧ください。

「奨学金等返還事務の取組状況（平成27年9月末日現在）」でございます。

こちらにつきましては、平成27年6月12日に開催いたしました前回の委員会で、ちょうど半年前、平成27年3月末日現在の状況を御報告させていただきました。本日は、このあと審議事項3件を控えており、時間の関係もございますので、できるだけ簡潔に御説明をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは資料の1ページ目、まず「1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況」でございます。「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況」を人数ベースで、平成26年度返還分が終了した、平成27年9月末日現在の数字でまとめさせていただいております。

前回、表中の返還手続の状況の一番右の列になりますが、「滞納なし」に239人の方がおられました。平成27年3月末は、平成26年度返還分、つまり平成26年10月1日から平成27年9月30日までの1年間でございますが、その1年間のちょうど半分が経過した時点であることから、残る4月から9月までの半年間の履行期限内に、3月末時点で手続が完了されていない方が、免除中であつたり、返還済、滞納のカテゴリーに移行していくという御説明をさせていただきました。

今回、平成27年9月末時点では、手続が進んだ結果、「免除中」が前回の1,062人から101人増えまして1,163人になっております。

それから「返還済」でございますけれども、前回63人でございましたが、108人増えて171人になっております。

また、「滞納」でございますけれども、前回38人ということで御報告をさせていただいたところですが、29人増えて67人になっております。

構成比でございますけれども、「免除中」のところが前回75.7%から7%ほど上がりまして82.8%、「返還済」のところが前回4.5%から12.2%、「滞納」が2.7%から4.8%に変わっております。

注3を御覧ください。滞納者67人の方の内訳を示させていただいております。今回、平成26年度返還分から新たに滞納となられた方が46人おられます。残る21人の方が平成25年度以前の返還分を含めての滞納者ということになります。

67人の内訳を下にまとめさせていただいておりますけれども、まず、「返還金未納付」が42人おられます。これは、返還の合意はありますけれども、まだ返還金の支払いのない方でございます。

次に「返還手続未了」が12人おられます。これは返還の合意が整っていないか、もしくは免除申請を行う予定ではあるが、未だ申請書の提出がない方でございます。

「所在不明」が1人。それから「訴訟結果待ち」でございますが、これは、現在訴訟係属中の3人の方を含む数字でございますけれども、12人おられます。これは訴訟で争う意思のある方、それから訴訟で争う意思はございませんけれども、現在係属中の裁判の結果を待って、手続を検討することを表明されている方でございます。

後ほど触れますが、前回この「滞納」が38人でございました。先ほど申しあげましたように、平成26年度返還分から新たに滞納となられた方が46人おられますが、平成25年度以前返還分以前からの滞納の方は21人でございますので、従前からの滞納者に絞

りますと、38人から21人へ17人減っているということになります。

続きまして、下の「(2) 平成26年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況（件数ベース）」でございます。今申しあげた人数ベースの状況を、件数ベースでまとめたものでございます。表の上段に件数、下段に金額が入っております。件数ごとの内訳を表の下にまとめさせていただいております。

「返還猶予」が4件ございますが、内訳は、在学中のためが3件、収入の大幅な減少のためが1件でございます。

それから、「返還免除」1, 438件の内訳でございますが、死亡のためが4件、障害のためが2件でございます。障害については、障害の程度1級で全額免除になられている方です。それから所得が基準以下のためが1, 432件となっております。

裏面、2ページ目を御覧ください。「履行期限の延長の状況」でございます。返還請求269件のうち、所得が基準以下のためが61件、48人となっております。

「(3) 督促・催告等の実施状況」について御説明をさせていただきます。前回、平成27年3月末日現在、新規滞納者の方が9人、それから継続滞納者の方が26人。これは裁判手続中の3人を除きますけれども、合計35人の方が最終的に滞納になっているということで御説明をさせていただきました。この35人の方について、4月以降、督促催告等を行った状況をまとめさせていただいております。

まず新規滞納分、これは、平成25年度返還分の滞納者の方でございますが、9人おられる中から、平成27年5月末までに返還手続を終えられた方が6人おられます。9人からこの6人を除いた3人の方が対象になっているわけでございますが、相談中の方が2人おられましたので、残る1人の方に対しまして、平成27年6月1日に催告の2回目を行いました。催告後に、3人の方が全て滞納金を完納されたので、新規滞納分の方は0人となっております。従いまして、本来9月の当初に、催告の3回目を行うのでございますが、対象者がいなかったため、催告は行っておりません。

次に、継続滞納分の状況でございます。平成19年度から平成24年度返還分で滞納のある方が、先ほど26人ということで申しあげましたが、その26人の方たちに対して催告を行っております。

3ページ目の「催告の実施状況」の表を御覧下さい。滞納者26人のうち、所在不明の6人、相談中の6人を除いた14人の方に対して、6月1日付けで催告を行いました。その後に、返還手続きに応じていただいた方が4人おられます。従いまして、26人から4人を除いた22人が、9月1日付けの催告の対象となる方でございます。こちらも所在不明、相談中の方を除いた1人に対して、9月1日付けで催告を行いました。その後に、同じく返還手続きに応じていただいた方が4人おられます。従いまして、22人から4人を除いた18人が継続滞納分として、現在滞納になっておられる方ということでございます。

この18人に裁判手続中の3人を合わせました21人が、先ほど1ページ目の注3のところで説明をさせていただきました、滞納者67人のうち、平成25年度以前返還分を含めての滞納者ということになります。

3ページ目にもう一度お戻りください。「(4)50万円以上の高額滞納者の今後の見込み等」を平成27年9月末日現在でまとめさせていただいております。50万円以上と100万円以上ということで、これまでと同じようにまとめさせていただいております。100万円以上というのは50万円以上の内数となっております。実施年度が、平成25年度までで、50万円以上で4人、また、カッコ書きは裁判で争うことを表明している借受者で3人になっておりますが、純粹に50万円以上から100万円未満で裁判で争うと表明していない方が1人おられまして、100万円以上の方3人と合わせて合計4人になっているということでございます。

注1のところにも書かせていただいておりますように、平成28年度の高額滞納者見込数については、現在の滞納状況を踏まえて見込んでいるものでございます。合計になりますが、現在50万円以上の高額滞納者が9人、そのうち、現在裁判中の方も含めてになり

ますが、裁判で争うことを表明している借受者の人数は6人と見込んでいるところでございます。

次に、4ページを御覧ください。「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」、すなわち一律免除の状況でございます。

数字につきましては、前回の委員会の資料と全く同じになっております。履行期限が到来した債権ごとに、免除を年度末に行っておりますものですから、数字は一切変わっておりません。したがって、説明は省略させていただきます。

続きまして、「3 平成26年度返還分で5年ぶりに手続する借受者1,026人の状況」についてでございます。前回の委員会のときに、平成21年度に免除になられている方が約1,000人おられ、5年間の免除期間満了に伴って、改めて免除の可否を確認した結果、免除決定済の方が約800人、免除の可否を確認中の方、それから免除ができない方や免除申請用証明書等を準備中の方が約200人おられるという御説明をさせていただきました。

この約1,000人の方、正確に申しますと1,026人でございますけれども、平成26返還年度が終わりまして、最終的にどうなったかということをもとめさせていたでいるものでございます。

表の下になりますけれども、免除の方が最終的に895人ということで、131人減となっております。それから猶予の方が2人、返還済の方が97人、滞納の方が32人ということで、返還請求となる、いわゆる非免除の該当者が約120人増加しております。

理由といたしましては、主として借受者の年齢が5歳上がったことによる収入の増加が要因であると考えているところでございます。

続きまして、5ページになりますけれども、(参考1)ということで、先ほど申しあげた、平成13年度以降に返還始期を迎えた債権に係る取組状況につきまして、平成19返還年度以降の分を件数ベースでまとめさせていただいているものでございます。

6 ページ, 7 ページを御覧ください。今申しあげた件数ベースの返還猶予, それから返還免除の事由別の内訳を年度ごとにまとめさせていただいております。

6 ページの注2を御覧ください。別紙ということで, 後ほど御報告をさせていただきますけれども, 「「特別な事情による返還猶予決定の状況 (報告分)」で報告をしている1人分 (報告番号37番) を示している。」と記載しております。追記をお願いしたいのでございますけれども, 平成21年度から平成25年度のところの一番下に括弧書きで, 「うち今回の事後報告分 1件 (注2)」と書いております。大変申し訳ございませんが, 平成19・20年度の「特別な事情 91件」の下に, 「(うち, 今回の事後報告分 2件)」と追記をお願いできませんでしょうか。漏らしておりまして, 大変申し訳ございません。

7 ページの返還免除の事由別内訳, これにつきましては前回の委員会の資料と同じでございます。

続きまして, 8 ページを御覧ください。「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」でございます。これも前回の委員会の資料と同じでございます。説明は省略させていただきます。

それでは, 9 ページを御覧ください。「特別な事情による返還猶予決定の状況 (報告分)」ということで, 2件簡単に御報告をさせていただきます。

特別猶予につきましては, 従前からでございますけれども, 過去の審査案件と同様の経過があるものについては, この委員会での事前審査を経ずに猶予決定を京都市で取らせていただいて, その後の委員会で報告させていただくということになっております。

10 ページ, 11 ページを御覧いただけますでしょうか。まず, 報告番号37番です。先ほど追記をお願いした分でございますけれども, 平成19年度から平成25年度返還分で大学分となります。

この37番の借受者は, 第11回の委員会において, 報告番号35番として報告いたしました借受者と兄弟姉妹関係にあります。

経過でございますが、連絡対象者の方が面談を拒否されていたということで、保証人の方も反対されていたのでございますけれども、ちょうど中段のあたりにありますが、平成26年1月になって、ようやく保証人の方と面談することができました。制度変更の説明をさせていただくとともに、具体的な返還手続についての説明が、ようやく平成26年1月になってできたということですが、保証人の方が、その後、また入院をされまして、しばらくお会いできない時期が続きました。平成27年6月になって、保証人の方と再び面談させていただいて、保証人の方が返還手続に応じます、ということで意思表示をされまして、その後、返還手続に応じていただいたということでございます。

一番下の下線部分のところになりますけれども、兄弟姉妹の返還手続を、平成26年6月に行われて以降、保証人が、借受者本人への説明を行うつもりだったのですけれども、御自身が入退院を繰り返されて、その結果、借受者本人の返還手続が兄弟姉妹の方より1年間かかってしまったという例でございます。

この方については、平成19年度から平成25年度返還分について、特別猶予を適用させていただいたものでございます。こちらは、類型A―1、A―2の「検討期間不足、説明時期、家庭等の事情」ということと、類型Cの「連絡対象者ではない保証人の意思表示」ということで、主に類型Cを適用させていただいたものでございます。

11ページを御覧いただけますでしょうか。報告番号38番にまいります。平成19年度から平成26年度返還分で、大学分になります。こちらは、類型Cの「借受者本人の意思表示」を適用させていただいたものでございます。

経過でございますが、連絡対象者、保証人の方に不在でお会いすることができなくて、何回訪問しても、不在でなかなか接触できない状態が続いたということです。平成22年の11月に訪問したときにも、その場で拒絶をされて全く話を聞いていただけずに、制度変更についても、当方から説明することができなかった方でございます。

その後も、その状況が続いたのでございますけれども、平成27年10月に訪問した際

に、不在でしたが、在宅の方に「ここに連絡をしてください」と依頼したところ、借受者本人の方から連絡が入りまして、その後、借受者本人の方と面談をさせていただきました。借受者本人に、これまでの経過であったり、返還免除制度の概要説明を行ったところ、11月に免除申請が提出されたものでございます。

借受者本人のお話によりますと、これまで連絡対象者になっていた方が、この8月にお亡くなりになっておられまして、御本人もこの間、連絡対象者の方がずっと対応してくれているものだと思っていたとのことで、詳しいことは一切わからなかったと。何年も滞納になっていたということも初めてわかったということで、手続をする必要があるのであれば、今後は、借受者本人がきちんと対応していきます、と申しておられます。

この方については、平成19年度から平成26年度返還分について特別猶予を適用させていただいたものでございます。

最後になりますが、12ページを御覧ください。今後の奨学金返還手続に係る当面のスケジュールです。催告や特別催告のスケジュールをまとめております。

今年度につきましては、先ほど申しあげましたように、滞納金額が100万円を超える見込みの方がおられませんので、訴訟提起に向けた諮問は予定しておりません。

平成27年9月末日現在での奨学金等返還事務の取組状況について御説明させていただきました。以上でございます。

○山下委員長

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、委員の皆様から何か御質問はありますでしょうか。

特にないということですので、引き続いて2件目の報告事項に移りたいと思います。2件目の報告事項、「奨学金等の返還請求訴訟の状況」についての報告を受けたいと思います。それでは、引き続き事務局から報告をよろしくお願いします。

○事務局

ありがとうございます。先ほど資料1で御説明させていただきましたとおり、3件の方について訴訟を提起させていただいておりますが、その状況を資料2、13ページ以降にまとめさせていただいております。

13ページを御覧いただけますでしょうか。前回の委員会で、今年の4月に京都地裁で一番の判決が出ましたが、その後、相手方が大阪高裁へ控訴しました、という御報告をさせていただいたところでございます。

本日は、前回の委員会以降の進捗状況について御説明をさせていただきます。13ページの上段に、1番から4番まで番号が振ってございますけれども、3番のところを御覧いただけますでしょうか。No.1からNo.3まで3つの事件がございますけれども、控訴審が2つに分かれておりますので、「No.2」と「No.1, No.3」に分けて説明させていただきます。

まずNo.2でございます。こちらにつきましては、平成27年7月16日に口頭弁論が1回行われましたけれども、そこで結審をいたしました。9月29日に大阪高裁で判決の言渡しがございまして、本市の主張が認められたところでございます。

ただし、相手方はこの判決内容を不服とされて、10月9日付けで最高裁に上告をされております。上告の理由については、いまだに上告の理由書が届いておりませんので、どういう理由で上告をされたのか、わかっていない状況でございます。

判決の内容でございますけれども、14ページを御覧いただけますでしょうか。14ページから15ページに、9月29日に出された大阪高裁におけるNo.2の判決の内容をまとめさせていただいております。

判決の内容について、御紹介をさせていただきます。3つの論点がございまして、1点目は返還合意の有無についてということで、「自立促進援助金の支給と就学奨励金等の支給は別の制度である」ということで、「事実上の一体的運用があったからといって、控訴人が

就学奨励金等の返還債務やその連帯保証債務を負わないということにはならない。」ということ、「控訴人は、通常人の注意力をもって判断すれば、本件奨学金制度が単純な金銭の給付ではなく、本市による何らかの給付・補助制度によってその返済が賄われる構造を有することを容易に認識することができたというべきである。」「本市は就学奨励金等の返還事由が発生した後に自立促進援助金をもって返還に充てるという制度を採っており、就学奨励金等の返還を受けない意思ではなかった。」ということで、「上記事実を踏まえれば、本件金銭消費貸借契約及びその連帯保証契約に係る合意はあり、金銭消費貸借契約成立の要件を満たす。」という判断がなされております。

それから２点目、錯誤無効の主張についてでございますけれども、「本市と控訴人の間では、控訴人が就学奨励金等そのものの返還義務を負わないとする合意ではなく、あくまで就学奨励金等の返還債務は発生する旨の合意がされたのであり、そのことを控訴人は十分に認識することができたのであるから、返還義務そのものについて控訴人に誤信があったということとはできない。」とされております。また「金銭消費貸借契約が動機の錯誤に基づき無効となるためには、控訴人の動機、すなわち就学奨励金等は返還不要のものであるという認識を有していることが、本市に対し明示又は黙示に表示され、これが意思表示の内容となっていることが必要である。」ということで、この自立促進援助金は補助金であって、「本市の財源下、社会情勢その他の一切の状況判断のもとに、時機に応じて見直されるものであり、その永続性を保障することは何人にも不可能であることは、社会通念上、当然の事柄である。」ということで、「控訴人は同和対策事業が見直しや廃止等の縮小傾向にあったことも認識しており、本市が就学奨励金等の返還を肩代わりしてくれる」というのは、「控訴人の不確定な見込みに過ぎない」。よって、「将来において実質的に返還が不要になることが、就学奨励金等の貸与申請時における控訴人の意思表示の内容となっていたとまでは認めることはできないから、控訴人の動機が本市に対し表示されていたとは言えない。」ということで、この「就学奨励金等に係る金銭消費貸借契約が錯誤により無効となること

はない。」という判断がされております。

最後に3点目、信義則違反についてでございますけれども、これについても「子弟の学資に困窮しない経済力がありながら、公金の支出により債務の返済を肩代わりされる措置が継続されるとの信頼は、そもそも社会的に保護に値しない。」、「当初の説明と異なり、後に本市から返還を求められたとしても、控訴人の資力を考慮すれば、その経済的影響は受認可能な範囲内である。」、「本市条例は、従前の同和奨学金制度の運用を適正化する一方で、本市の従前の運用を前提に奨学金の支給を受けた同和奨学金の借受者の不測の不利益を防止するとの立法目的に出たものであり、合理性が認められる。」ということで、「控訴人の予測に反する面があったとしても、控訴人に著しい不利益が生じているとは認められず、本件請求が信義誠実の原則に反するものであるとか、権利の濫用になるものと認めることはできない。」とされ、以上3点から京都市の勝訴という形の判決が出されております。

もう一度、13ページにお戻りください。次にNo.1とNo.3の事件についてでございますけれども、こちらにつきましては、平成27年9月16日に第1回の口頭弁論が、No.2の事件とは別の民事部で行われました。12月9日に第2回の口頭弁論が行われておりまして、この日に結審しております。判決は、平成28年2月25日に言い渡される予定になっております。

こちらについては、15ページの3番で、審理の状況をまとめさせていただいております。先ほど申しましたように、9月16日の第1回口頭弁論のときに、相手方から、本市の主張に対しまして、再反論したいので、2箇月の時間が欲しい旨の申立があつて、弁論が続行になりまして、12月9日に第2回の口頭弁論が決定されたものでございます。

また、第1回口頭弁論時に相手方から、証人申請が出されました。平成9年当時、それから平成12年当時、この同和奨学金の所管をしていた部長級職員について、証人として申請をされたところでございます。これに対しまして、本市の認識というのは、これまで本市が出しております文書であつたり、市会における答弁等で、すでに明らかにされてお

りますので、当事者間で事実関係については争いはないということと、それからあくまでもこの同和奨学金の事業は、地方公共団体という組織で行っているものでございますので、個人の認識で左右される性質のものではないということで、証人申請は却下されるべきであると主張しております。

第2回の口頭弁論において、この証人申請の部分については、裁判所から証人として採用しない、との言渡しがございました。

第2回の口頭弁論では、双方とも追加の主張はなかったものですから、この日に結審をして、先ほど申しましたように、来年の2月25日午後1時10分から判決が言い渡される予定になっているところでございます。

奨学金の返還請求訴訟の状況についての御報告は以上でございます。

○山下委員長

ありがとうございました。ただいまの報告について、委員の皆様から何か御質問はありませんでしょうか。

では私から1点。ちょっと細かい質問なのですが、御報告のあったNo.2の控訴審訴訟の事件なのですが、信義則違反の論点について内容を見ますと、控訴人の方の具体的な経済力が評価されていて、そういう個別の事実も判決の理由になって信義則違反でないとされているのですけれども、そうしますとまだ続いているNo.1とNo.3の訴訟の控訴人の方も経済力、資力というのはある方なのでしょうか。

○事務局

No.2の事件は、資料等で、裁判所にも相手方の方の収入状況というのが出されているものですから、それを踏まえて大阪高裁は判断をされたと考えております。

同じくNo.1とNo.3も、一番の時から、相手の方の収入状況は資料として裁判所に出し

ております。仮に収入、資力がないということであれば、免除条件に合致してくれば、当然免除ということになります。そのあたりも含めて、今後どういう形で大阪高裁が判決を出されるかということになろうかと思います。

○山下委員長

わかりました。今言われたようなことがあれば、京都市の方で免除の要件を検討すればいいだけであって、信義則違反というように一律にいわれるものでもないのかなと。個別のところまで踏み込んで判断があったのが気になったので、意見を言わせていただきました。

皆様方、特に御質問はないですか。藤原委員、上告された場合、特に理由というのは来ないですね。弁論が開かれない限り来ないですね。

○藤原委員

弁論が開かれない限り、理由は来ないです。

○山下委員長

少し細かい点を言いますと、上告なのか上告受理申立なのかというのがあるのですけれども、その点はわかっていますか。

○事務局

上告と上告受理申立の両方をされていると聞いております。

○山下委員長

そうしましたら、No. 1 と No. 3 は結審、判決を待つということですが、次回の委員会に

は判決が出ているということになろうかと思います。特に委員の皆様から御質問がなければ、引き続き3番目、審議事項に移りたいと思います。

まず審議事項の1件目ですが、「法的措置着手基準の見直しについて」、事務局から説明をよろしくお願いします。

○事務局

それでは、「法的措置着手基準の見直しについて」の御説明をさせていただきます。資料3として、17ページ、18ページにまとめさせていただいております。本題に入ります前に、18ページの参考を御覧ください。

平成23年6月に開催されました第5回の監理委員会で、裁判手続の着手について御審議をいただいておりますが、その時に確認された事項を、(抄)として抜粋し、まとめさせていただいております。改めてその内容を確認させていただきますと、まず1番目。「裁判手続対象とする滞納額の基準」でございますけれども、訴訟費用等を勘案して、滞納額が50万円以上の者とする。ただし裁判が最終手段であるということで、慎重に対応すべきものであって、かつ初めての裁判ということになりますので、その初年度という状況を踏まえて、当面の間、基準額の2倍以上と著しく多い滞納金額である100万円以上の者を対象とする、ということになっております。

また、その下になりますが、なお書きのところで、裁判手続着手の金額基準は、今後、裁判手続の進捗状況を踏まえて見直すこととする、ということになっております。

それから2番目、「裁判手続対象者の資力の有無の確認」でございますけれども、この対象者について、不動産、自動車、その他聞取り等で資力調査を実施して、資力の有無に関する資料を収集するように、ということで、生活保護であったり、奨学金等の返還免除に該当するなど資力がないことが明らかな場合以外は、資力があるものと推定するということになっております。

それから3番目、「相手方の意思確認と裁判手続の手法の選定」でございますけれども、基本的には、話し合う機会を設け、自主的な解決を図ることを目的として、民事調停を申し立てることを検討していく。ただし、これまでの対応から、返還に応じない意思が明確であると判断できることに加え、訴訟で争うという意思を再三にわたり示されていると認められる場合は、民事訴訟の提起を検討するというのが、当時の委員会で確認をされているところでございます。

それでは、資料の17ページにお戻りいただけますでしょうか。まず、「1 見直しの背景」についてでございます。平成21年度に制度を抜本的に見直しまして以降、今日まで約6年半が経過する中にあって、奨学金等返還事務を取巻く諸情勢は大きく変化してきたと認識しております。

1点目でございますけれども、先ほど報告事項の2番目でも報告させていただいたところですが、平成24年4月、それから25年5月に訴訟提起いたしました3件の返還請求訴訟につきまして、1件は控訴審判決、2件は一番の判決が出ており、本市の主張どおり返還請求が認められた、ということがございます。

なお、一審判決におきまして、条例に基づく事務を誠実に管理・執行する必要性についても指摘されているところでございます。

2点目でございますけれども、奨学金債権は私債権として、10年間の消滅時効であるということは、この委員会でも御確認をいただいているところでございます。抜本的な見直しを行いました初年度である、平成19年度返還分につきましては、平成20年9月末が履行期限でありますから、その10年後に当たります、平成30年10月から順次、消滅時効を迎える奨学金債権が発生してくるということがございます。

3点目でございますが、これは京都市全体の基本方針でございますけれども、持続可能な行財政の確立を図る取組の一つとして、効果的かつ効率的な債権回収の全市的な推進に取り組むこととしております。

具体的には、全庁が連携して一体となって、適正な債権管理の取組を推進していくための、「京都市債権管理対策本部」の設置や、債権管理の一層の適正化を図るための債権管理条例（仮称）の制定に向けた取組が進められているということがございます。

最後に4点目でございますけれども、制度変更以降6年半が経過するとともに、裁判手続中の3件目、最後の提訴である25年5月以降は、比較的高額な滞納のあった借受者の方も順次、返還手続に応じていただくなどにより、当面、現行基準である滞納額100万円以上の方がおられない見込み、ということがございます。

すなわち、報告事項の1番目で御報告させていただきましたとおり、9月末現在で滞納の方は67人おられる訳でございますけれども、これらの方々も、多くは順次、返還いただくなど手続に応じていただいております。以前から滞納されている方は、21人に過ぎない状態にあるということがございます。

こうした大きく4点の諸情勢の変化に伴いまして、また借受者間、特に返還をしていた方との公平性も考慮して、現行基準について、「2 現行基準からの見直し事項（案）」のとおり見直しを行ってはどうかと考えております。

まず、基本的な考え方でございますけれども、前回の委員会でも一審判決の付言に関連いたしまして、少し御議論いただいたところでございますけれども、引き続き、京都市といたしましては、借受者の皆様に対しまして、十分な説明を尽くすとともに、実態に即した誠意ある対応を行うよう最大限の努力をまいりますことが大前提であると考えているところでございます。

次に、具体的な見直しの内容についてでございます。まず「(1) 裁判手続の対象要件」でございますけれども、現行基準では、大きく3つの要件がございます。

1点目については、表の①のとおり、9月に滞納となりまして、12月に督促を実施した後も、約1年をかけて4回程度の催告をして、分割納付の提案等の丁寧な相談をいたしましても返還に応じない、という要件でございます。実際には、例えば「改めて制度の説

明をしてほしい」、「保証人等と相談するのでもう少し待つてほしい」、「分納できないか」というような御要望がございましたら、できる限りこの要件よりも、丁寧に、きめ細やかに、真摯に個別の対応をこれまでも行っておりますけれども、こうした経過を経ましても返還手続に応じていただけない、こうした要件は、今後も継続していくべきであると考えているところでございます。

2点目の現行基準は、表の②のとおり、資力の有無といたしまして、不動産や自動車などの資力調査を実施し、資力があるとみなされることを要件としております。逆から申しあげますと、資力がないことが明らかな場合は、裁判の対象外といたしております。こうした場合は、基本的には返還免除に該当するものと考えておりますけれども、手続さえしていただけない方につきましては、後ほど御説明させていただきますけれども、消滅時効を回避する必要があるときに限り、資力を要件とせずに、資力がないことが明らかな場合も含めて、法的措置に着手してまいりたいと考えております。

3点目は、滞納額でございます。現行では訴訟費用等を勘案して、先ほど申しましたように滞納額50万円を基準といたしますけれども、裁判が最終手段であること、それから裁判着手初年度であることを踏まえて、当面の間、基準額の2倍以上と著しく多い滞納金額100万円以上としております。

改正案では、これを本来の金額でございます、50万円以上といたしますとともに、消滅時効を回避するため、滞納額にかかわらず、消滅時効を迎える日から1年以内の債権を滞納している、という2つの要件を設けたいと考えております。

次に「(2) 裁判手続着手となる対象者」でございますけれども、現行では、上の表の現行欄の①から③までをいずれも満たす方を対象としておりますけれども、改正案では、①の「督促後、約1年をかけても返還に応じない」、②アの「資力があるとみなされる」、③アの「滞納額50万円以上」の3要件をいずれも満たす、「滞納額50万円以上」の方に加えまして、①の「督促後、約1年をかけても返還に応じない」、②イの「資力を要件とし

ない」，③イの「消滅時効を迎える日から1年以内の債権を滞納していること」の3要件をいずれも満たす「時効による場合」の方の2通りを考えております。

なお、少し表現がややこしいのですが、時効による方の、②イの「資力を要件としない」を満たすという表現でございますが、端的に申しますと資力は関係ないということでございます。

18ページを御覧いただけますでしょうか。「(3) 裁判手続の手法」についてでございます。現行では、「① 裁判で争う意思を明確にしている方」は、やむを得ず民事訴訟を提起することといたしておりますが、当面、簡易な手続でございます支払督促は行わないこととしてまいりました。

一方で、「② 裁判で争う意思が明確でない方」につきましては、基本的には話し合う機会を設け、本市と借受者で自主的な解決を図ることを目指して、まずは民事調停を検討することといたしておりましたが、これまでに法的措置に着手した3件は、いずれも①の裁判で争う意思が明確な方ばかりでございました。

今後についてでございますけれども、改正案のとおり、①の裁判で争う意思が明確な方については、これまでどおり民事訴訟を提起せざるをえないと考えております。

また、②の裁判で争う意思が明確でない方につきましても、これまでどおり、まずは民事調停を検討してまいりたいと考えておりますけれども、時効による場合、すなわち滞納額が50万円未満で、消滅時効から1年以内の債権がある方につきましては、訴訟費用等を勘案して、簡易な手続である支払督促も活用してまいりたいと考えております。

なお、支払督促につきましては、御承知とは存じますが、金銭の支払いを求める場合に、簡易裁判所の書記官が行う略式な手続でございますが、訴訟の場合の半額の手数料と郵便切手だけで申し立てることが可能でございます。相手方、すなわち借受者の方と保証人の方が異議を申し立てなければ、仮執行の宣言を得て、直ちに強制執行を申し立てられる状態となりますけれども、異議が申し立てられれば、通常の訴訟手続に移行していく、とい

うものでございます。

次に、「3 その他」でございます。まず、(1)でございますが、地方自治法施行令に、債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるときは、その保全及び取立てをしないことができるという、徴収停止の規定が定められておりますので、現時点ではなかなか想定することは難しいとは存じますが、念のため、そういった場合には裁判手続着手を行わない場合がある、ということを記載させていただいております。

また、(2)でございますけれども、先ほどの「2 現行基準からの見直し事項(案)」に記載の事項以外は、例えば、資力調査の方法や人権上の配慮が必要な場合に、保証人のみを対象として提訴する裁判手続の相手方の確認、さらには、法的措置通知書の送付時期などにつきましては、引き続き、現行の確認事項を基本としてまいりたいと考えております。

以上の見直しにつきましては、「4 実施時期」にございますとおり、この委員会で御審議いただきまして、御了承いただけましたら、概ね今後1年間、丁寧に滞納のある方に周知させていただきまして、それでも見直し後の要件を満たす方がおられる場合につきましては、平成28年11月頃に開催を予定しております、この委員会におきまして、裁判手続の実施に当たっての意見聴取を行わせていただきたいと思いますと考えております。

なお、来年度までに50万円以上の滞納となる見込みの方は、本年9月末現在で、裁判中の3人の方を除きまして、先ほど御説明させていただきましたとおり、6人おられますので、最大でこの6人の方が、平成28年11月頃のこの委員会の場で意見聴取をさせていただく可能性がある方ということになります。

最後に、「5 今後」についてでございますけれども、現在提起中の3件の返還訴訟の確定時期や、債権管理条例の制定時期、また、滞納者数の推移などを踏まえまして、確定判決の内容や条例も含めた今後の法制度の変更内容に応じまして、更なる滞納額基準の変更も含めまして、見直しの検討が必要であれば、改めて監理委員会にお諮りさせていただき

たいと考えております。

改正案に対する御説明は以上でございます。いずれにいたしましても、借受者の方の生活状況や御意思は、さまざま異なっているのが実態でございますので、ただいま御説明させていただきました案によりまして、法的措置に着手せざるを得ない場合におきましても、最初に申し上げましたとおり、借受者の方々の実態に即して、できる限り丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

また、今回の裁判手続への着手の要件を満たす方につきましては、先ほども申しましたとおり、来年の11月頃の委員会で、具体的にお諮りすることになるかと考えておりますが、その際には、これまでどういう経過をたどってこられたのか、どういう手法で裁判手続を行うかなどについて御説明し、御了解を得てまいりたいと考えているところでございます。

よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

○山下委員長

ありがとうございました。では、審議事項の1件目の法的措置着手基準についてですが、委員の皆様、御質問がありましたらお願いします。はい、西田委員。

○西田委員

説明をいただきまして、説明の内容はよくわかりました。ただ1点、確認したいのですが、今回の審議事項というのは、第5回の監理委員会で決められた事項のうち、「当面の間」の金額基準の一部訂正を目的としているのか、そもそも第5回監理委員会で決められた基準の改正、改正というのは新たな部分を追加するということも含めてなのか、どういう位置付けになりますか。

○事務局

ただいまの西田委員の御質問に対しては、大筋は前者になります。第5回の委員会において、滞納額の基準を原則として50万円以上ということに定めておりまして、当面その倍の100万円以上とする、ということになっておりますので、滞納金額50万円以上の方につきましては、第5回の委員会で定めた額に戻すというように考えているところでございます。

今回、それと併せて、平成30年の10月以降に消滅時効を迎えられる方、これにつきましては、第5回の監理委員会では、何も定めはされておきませんので、今回、新規に裁判手続に着手する基準に盛り込みたいと考えております。

平成30年10月まで少し時間がございすけれども、今回、滞納金額50万円以上に戻すということと、消滅時効についての取扱いを、新たに着手基準に入れるということを併せて御審議をいただいた方がわかりやすいのではないかと考えましたのと、できるだけ早く見直し案をまとめて、滞納者の方に、懇切丁寧に周知させていただきたいということがございましたので、今回併せて御提案をさせていただいたところでございます。

○西田委員

ちょっと位置付けがはっきりしないので。というのは、私の考えとしては、新たな基準を作るという方向でやり直さないと、文言にいろいろ齟齬をきたすのではないかと考えているのです。

例えばどういうことかという、第5回監理委員会で、(参考)で確認された事項として、1、2、3と言われました。1は確かに、もし金額の見直しだけでいくのであれば、第5回の委員会の中で、「なお、裁判手続着手の金額基準は、今後、裁判手続の進捗状況を踏まえ、見直すこととする」と書いてあります。

そうすると、1はそれに該当するでしょうけれども、2、3は必ずしもそれに該当する

のではなさそうな気がするのです。

それに、第5回の委員会をベースにするのであれば、この「訴訟費用等を勘案し、滞納額が50万円以上のものとする」というのが大原則なので、これで、今後縛られることになると思うのです。したがって、第5回監理委員会の結論は当面の方法として、今後いろいろなことが新たに出てくるので、例えば、裁判手続の進捗状況等を踏まえたとしても、これだけではなく、いろいろ文言を変えないといけないので、もう一度、一から見直された方がいいのと違いますか。というのが私の意見です。

○山下委員長

玉置委員，御質問がございますか。

○玉置委員

質問というよりも、おそらく確認という位置付けになると思いますが、私の理解は、第5回の監理委員会で既に滞納額50万円という金額が設定をされて、その金額で落ち着いたと理解しております。ただ、初年度という状況があったので、「当面の間」、金額が100万円に設定されたというふうに、受け止めたわけです。

そうしますと、この「当面の間」というのがいつからいつまでの間かということ、第5回の委員会で落ち着いたところからスタートしているのですが、どこが終わりなのかということになると、どこにもそれが明記されたものがないということで、今回、この「当面の間」ということについて考えた時に、京都市としては、総体として債権の管理というものについて検討に着手していらっしゃる。そして、平成30年度の消滅時効の問題、これが既に視野に入ってきたという状態。そして、平成21年度から今回の委員会までの状況、そういったことを踏まえて、タイミングというのはいずれ来るわけなので、今回いろいろな条件が新たに加わってきた、タイミングとしては今期がいいのではないかな。そういう御

説明だというふうに受け止めました。

そういうことで、「当面の間」というものを、今回、本来の額に戻すという判断になるのか、改めてもう一度、総体として考えていくのかということのどちらかになるのかなというふうに思いましたが、私としては、「当面の間」についてどう整理するかというのを明確にした方がいいのかなと思っております。

あといくつかありますが、それはちょっと置かせていただきます。

○山下委員長

お2人の委員の御質問や意見について、事務局はどうされますか。この要件の表現を何か訂正される予定がありますか。どうでしょう。

○事務局

要件については、特に今日御説明させていただいた内容から変更することは考えておりません。

玉置委員が言われました、「当面の間」でございますけれども、繰り返しになりますが、第5回の監理委員会で、平成23年の6月に、基準が議論されて、決まりまして、これに基づいて、3件の裁判が続いているということでございます。まだNo.1とNo.3の事件が控訴審の判決が出ておりませんけれども、もし控訴審の判決が出て、京都市が勝訴ということに仮になったとして、相手方が仮に上告をされたとしても、おそらく平成28年、来年中には確定判決が出るということになるのではないかと考えておりまして、平成23年度から、足掛け5年ほどかかっているということになります。事務局としましては、平成29年度からは、新たな段階での法的措置を行わせていただきたいと考えているところでございます。

○山下委員長

そうしましたら、この審議事項[3]ですが、今も事務局の御説明がありましたが、要件としては明確に資料3に記載されておりまして、17ページの①、それから②、③の各要素について、要件を満たす場合は法的手続に着手するということは明確ですので、審議といましては、この要件のもとで法的手続に着手するかどうか審議の対象だと思います。

そのことにつきまして、特に委員の皆様から御異存というものがなければ、承認ということになるかと思うのですが、いかがでしょうか。

○西田委員

私はそれでけっこうです。

○山下委員長

玉置委員は。藤原委員は。

○玉置委員

私はいいと思います。

○藤原委員

私も同様です。

○山下委員長

そうしましたら、要件としましては、審議事項の1件目の改正案を承認することといたします。

続いて審議事項の2件目、「特別な事情による返還猶予制度の見直しについて」、事務局

から説明をよろしくお願いします。

○事務局

そうしましたら、資料の4ということで、19ページを御覧いただけますでしょうか。見直し案を御説明させていただく前に、返還猶予の制度の概要について、改めてになりますけれども、御説明させていただきたいと思います。

お手元に例規集をお配りさせていただいております。ブルーの冊子でございます。黄色の付箋を付けさせていただいておりますが、そちらのページを御覧いただけますでしょうか。『京都市地域改善対策奨学金等の返還事務取扱要綱』でございます。要綱の第14条第1項のところを見ていただけますでしょうか。第1号で、所在不明等の長期間不在の規定を設けておりますけれども、第2号で、「やむを得ない理由があると認められるとき」は、当該借受者の債務を猶予することができるとされております。

この規定の運用に関しましては、平成22年11月の第4回の委員会で御審議いただきまして、定めさせていただいております。これにつきましては、もう一つの委員会資料の冊子、分厚いほうの冊子、これもブルーの冊子でございますけれども、そちらに黄緑色の付箋を付けております、資料4を御覧ください。

資料4につきまして、簡単に御説明させていただきます。まず「1 趣旨」でございますけれども、2つ目の○のところに、この制度は「借受者が期限内に申請を行うことができなかったことについて、やむを得ない理由があると考えられる一定の事由に該当する場合」には、特別な事情により返還猶予を認める、というものでございます。

具体的には、「2 所在不明者以外の特別な事情」の「(1) 検討に当たっての前提条件」のとおり、特異な経過があることを踏まえまして、本市の借受者への説明責任を果たすためには、借受者の正確な理解と責任ある対応を判断できる時間的な条件等が必要であるということがございます。そして現実的に「(2) 考慮すべき背景」のとおり、aとし

て「本市の長年にわたる同和行政に対する不信感」、bとして「第三者情報を優先」、cとして「借受者が旧同和地区以外に新しい家庭を築いている場合」といった事例が見受けられたことから、次のページの「(3) 特別な事情による返還猶予を認める事由」にございますとおり、「A 相当な時間がなかったと認められる場合」や、「B 重大な誤解をしていたとの告知があった場合」、「C 借受者等が連絡対象者とは異なる意思表示をした場合」などと類型化したうえで、「4 監理委員会への付議の手続」のとおり、原則として、委員会で事前審査のうえ、返還猶予の措置を取りますけれども、2つ目の○にございますとおり、すでに返還猶予の承認をいただいた事例と同様の経過があったと認められるものについては、事前審査を経ずに措置後の報告でよいとされております。以上が、現行の特別な事情による返還猶予制度の概要でございます。

それでは、本日の委員会資料の19ページ、資料4にもう一度お戻りいただけますでしょうか。まず、「1 見直しの背景」についてでございます。現行制度は、ただいま御覧いただきましたとおり、正確な制度理解とそれに基づく判断のための時間的な条件が整っていない場合を想定している訳でございますけれども、平成21年度に制度を抜本的に大きく見直しまして以降、約6年半が経過した今日では、未手続の連絡対象者、おおむね借受者の父母の方が対象でございますけれども、こういった方々に説明ができていないということとはほとんどございません。

また、先ほども御説明させていただきましたとおり、法的措置基準の見直しなども実施していくという状況もございます。さらに、連絡対象者の高齢化や、場合によればお亡くなりになられたことによって、直接、借受者御本人に連絡を取らざるを得ない事例も発生してきている実態がございます。

こうした6年半の経過と、父母の高齢化といった2つの状況の変化から、次の「2 現行制度からの見直し事項(案)」のとおり、見直す必要があるのではないかと考えているところでございます。

まず、(1)「考慮すべき背景」でございますけれども、現行の背景 a につきましては、先ほど申しあげましたとおり、説明できていない方は基本的におられませんので、廃止と言いますか、現時点では、考慮すべき背景ではないのではないか、と考えております。

また、現行の背景 b につきましても、説明が完了していることに加え、報告事項の「(1)奨学金等返還事務の取組状況について」で御説明しましたとおり、1,404 人の借受者の方のうち、12 人の訴訟結果待ちの方などを除きまして、ほとんどの方に返還手続きに就いていただいております。

さらに、返還請求訴訟でも、控訴審段階まで一定の判断が出てきておりますので、これについても廃止してはどうかと考えているところでございます。

一方、現行の背景 c につきましては、借受者の年齢の上昇などに伴いまして、旧同和地区外転出や御結婚されるなど、家庭環境が大きく変化することによって、借受者と連絡対象者との間の意思疎通が困難になり、なかなか返還手続きに応じられないという事例も出てきております。

後ほど御覧いただく、類型の A-2 の要素も含めまして、継続して考慮すべき要素として残すべきではないかと考えているところでございます。

また、新たに背景 d という要素を追加すべきではないかと考えております。これは、連絡対象者の高齢化、死去などに伴いまして、借受者本人に接触しなければならない場合におきまして、借受者が旧同和地区以外に転出し、新たな家庭を築いているなどの場合には、私どもも、十分に人権上の配慮をしながら接触をしていく必要がございます。もとより、高齢の連絡対象者の方には、万一の場合の連絡先や借受者本人への十分な説明をお願いしておりますけれども、やはり具体的な返還手続きの時期や方法が借受者御本人に十分に伝わっていないという事例もございました。

このため、京都市と借受者との間の意思疎通がなかなか難しい事例もありますことから、新たに背景 d というのを設けようということでございます。

なお、昨年12月の委員会で事前審査をお願いいたしました、連絡対象者の傷病による特別猶予案件につきましては、この背景dに該当するような事案ではなかったかと考えているところでございます。

それでは、次の20ページを御覧ください。見直し後の新背景である、修正cとdという、現時点で考慮すべき2つの要素を踏まえますと、特別猶予を認める事由といたしましては、(2)「猶予を認める事由」となる類型のとおりになるのではないかと考えているところでございます。

まず、現行の類型Aですが、「相当な時間がなかった場合」につきましては、説明が基本的に完了しているという現状を踏まえますと、今後は生じる可能性はないものと認識しているところでございます。

ただし、類型A-2、「家庭等の事情により対応が困難であった場合」については、事実としては、そういった場合もあるというように考えておりますことから、これにつきましては、考慮すべき要素として、先ほどの修正cの中に一定盛り込んでいるところでございます。

また、類型B「重大な誤解をしていた場合」につきましても、類型Aと同様に生じる可能性がないものですから、廃止といたしますか、特別猶予を認める事由からは外しても、特段の問題はないものと考えているところでございます。

一方、類型C「連絡対象者ではない借受者又は保証人が連絡対象者とは異なる意思を示した場合」でございますけれども、これにつきましては、考慮すべき要素の修正cに対応する訳でございますけれども、近年、特別猶予した事例なども参考に、表現を少し具体化いたしますとともに、意思表示だけではなく、借受者が連絡対象者となることを要件とするなどの変更をいたしましたうえで、基本的に存続する必要があると考えております。

さらに考慮すべき要素として、新たに設けようとしております背景dに対応する形で、新たに類型Dとして、「連絡対象者の死亡等に伴い、借受者本人が手続に応じた場合」を設

けてはどうかと考えているところでございます。

続きまして、「(3) 監理委員会への付議」についてでございます。先ほども御説明させていただきましたが、第4回委員会におきまして、事前審査を原則としつつも、過去の事例と同様の経過があったと認められるものについては、事後報告と定めていただいております。

しかしながら、新たに設ける類型D、「連絡対象者の死亡等に伴い、借受者本人が手続に応じた場合」は、先ほど申しました、昨年12月の連絡対象者の傷病や連絡対象者が死亡された事例のように、比較的同様の経過があったと判別することは可能と考えておりますけれども、修正Cの方は、連絡対象者と借受者本人という御家族間の過去の経過や諸事情を考慮する必要があるため、非常に複雑になるのではないかと考えております。

また、過去に特別猶予を適用している事例につきましても、同様に複雑さ、判断の困難さがあるのではないかと考えられますので、修正Cにより特別猶予する場合と、過去に特別猶予を適用している場合については、必ず事前審査をいただいた方がいいのではないかと考えているところでございます。

なお、こうした委員会への付議の判断にあたりましては、考慮すべき背景は、いわば参考情報でございますので、類型に基づき判断してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、「3 実施時期」についてでございます。見直し後の制度については、当委員会で御了解をいただけましたらすぐに適用をしてまいりたい、というように考えているところでございます。

しかしながら、平成25年度返還分以前に滞納がある借受者、すなわち現時点で2年間分以上滞納のある方になりますけれども、これらの方につきましては報告事項(1)の「奨学金等返還事務の取組状況について」の1ページのところで御説明させていただきましたとおり、9月末時点で21人おられるわけですが、これらの方々については、制

度を抜本的に見直した平成21年度当初から継続して滞納されている方が多く、この間の詳細な御事情を十分お話しいただけない方もおられるものですから、平成27年度返還分の手続期限となります、平成28年9月末までの間につきましては、万一に備えて、現行のA、Bといった類型も適用する余地を残してまいりたい、と考えているところでございます。

なお、21ページには、先ほども見ていただきました、平成22年11月開催の、第4回監理委員会資料の抜粋を掲載させていただいております。

改正案に関する御説明は以上でございます。いずれにいたしましても、「法的措置着手基準の見直しについて」のところでも申しあげましたけれども、借受者の方の生活状況や御意思は、さまざま異なっているのが実態でございますので、特別猶予の適用に関しまして、これまでどおり丁寧な相談と聞き取りに努め、実態に即した誠意ある対応に努めてまいりたいと考えております。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○山下委員長

ありがとうございました。それでは、今事務局から提案のありました「特別な事情による返還猶予制度の見直し」ですが、御質問や御意見などがありましたら、委員の方からよろしく願います。

○西田委員

見直しの背景ということを考えて、従前のa、bがほとんど該当しなくなったので、削除してdを加えるというのはよくわかるのですけれども、先ほど最後に説明された、すでに過年度から滞納されている方に対して、これは遡及して適用するわけにいかないからという話は、逆にa、bを残しておいて、新たにdを追加するという考え方をされた方がすっきりするのではないか、と思っているのですけれども。

なぜ、十分説明したからとかいろいろな理由で、もうそういう人がなくなったから今回返還猶予の対象から外します、ということをあえてされるのか、ということが、ちょっとわからないので質問します。

○事務局

御質問ありがとうございます。人権文化推進課事業推進担当課長の和田と申します。先ほどの中島からの説明の繰り返しになるかもしれませんが、基本的にはおっしゃっていただきました、今回なくすと言っていますaですとかbですとか、こういったことに該当される方がいらっしゃらないということを、まず基本的には判断をいたしております。

ただ先ほど中島からお話ししました、以前から滞納されている方につきましては、少しこの間の状況をお聞かせいただけていない、詳しくは聴取できていないという方も中にはいらっしゃいますので、万一そういった方々で特別猶予の制度をaなりbなり、あるいは類型で言いますとAなりBに該当するような方がいらっしゃいましたら、当方は万一の場合を考えまして、その方々に限っては残してはどうか、というのが私どもの御提案でございます。以上でございます。

○西田委員

私が聞きたいのは、a、bを今回削除される理由です。外す理由。猶予の制度から外すということは、見方によっては、今まで猶予されていた状態を、現実もうそれが無いから、今後適用しないとなれば、不利になるのではないかと、ということです。だからそれを残しておいてはダメなのか、というのがよくわからないのです。

○事務局

ありがとうございます。当初この見直し案を検討するなかで、大部分の方については、

aとかbを適用する事例はないだろうということで、今、委員も言われた一部の方について、適用する可能性は、まだ残っております。事務局からは、27返還年度までは、aとかbを適用できる余地を残しておきたいということで、原案の説明をさせていただいたところでございます。

今後、最大で21人の方が対象になりますけれども、この方たちに対して、27返還年度で十分借受者の方への対応に努めさせていただきまして、21人の対象者の中で、aとかbを適用できる場合があったら、当然適用してまいりますし、もし27返還年度が終了した時点で、28返還年度分以降も、aとかbを残しておくべきという状況になってまいるのでしたら、委員が言われたように、a、bを残しておくということも必要になってまいると思います。いずれにしましても、27返還年度で十分、21人の対象者の方に当たらせていただいて、その状況を見極めたうえで、最終的にこのa、bを残すか否か、ということについては、27返還年度から28返還年度へ移る際に、改めて判断をさせていただいて、この委員会のお場でお諮りをさせていただきたいと思います。

○山下委員長

ただいま事務局から御説明がありましたが、運用の工夫といいますか、そういう条件付きということで、この見直し基準について、委員の先生、御意見はもうよろしいでしょうか。

○西田委員

ですから、28返還年度分で新たにaやbに該当するような事例が出てきたら、そこでもう一度追加するということなら、ずっと残しておいて何がいけないのかがよくわからないのです。やはり残しておいてはいけないものなのですか。

○事務局

すみません，こちらの説明が不十分で申し訳ございません。残したほうがいい，残してはいけないというふうに，事務局としても思っていなくて，おおまかに言いますと，特別猶予の背景，類型ともに，平成21年度に大きく制度を見直して，その後，6年半ほど時間が経ってきておりますので，特別猶予の背景と類型を現在の状況，それから今後起こりうる状況に合わせていく。要するにアップ・トゥー・デートなものにしていきたい，ということを考えてまいったものでございます。

ですから，繰り返しになりますけれども，もし委員が言われるように，a，bを適用するような場合が，今後残るようであれば，当然これは残していかないとけないということになってくると思います。本日の原案ではこれを廃止という案で上げさせていただいておりますけれども，本当に廃止するか否かについては，繰り返しになりますけれども，今後の状況を見極めて判断をさせていただきたい，と考えているところでございます。

○山下委員長

では，今の事務局の御提案についての賛否ですが，どうでしょうか。明確にするためには，どうでしょうか。では，挙手で決定いたしましょうか。事務局案に賛成の委員に挙手していただいて。

○西田委員

私が伝えたいことが配慮されているのはわかっています。aやbを，本当に廃止するかどうかについては，また決めますという話なので，それで結構です。

○山下委員長

では，承認ということにします。でも，西田委員のような意見があったということ，

議事録に付記していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○西田委員

結構です。要は住民の皆様が、この制度を廃止するというか文言を変えることによって不利益を被ることがないということが大事であって、今ある猶予の制度を廃止するということで、今後の適用により、不利益を被る可能性が残るのがいやなだけです。そういう意味なのです。

だから、いま委員長が言われたように、そういうことがないように配慮してください、ということで結構です。

○山下委員長

では、西田委員の意見を議事録に残すということを事務局に要望しまして、この「特別な事情による返還猶予制度見直しについて」の議事については、委員会として承認することにいたします。

最後の審議事項になりますが、「履行期限延長における再判定時の特例的な取扱いについて」、事務局から説明をお願いします。

○事務局

最後の審議事項「履行期限延長における再判定時の特例的な取扱いについて」でございます。資料5、23ページを御覧ください。

見直し案の内容を御説明させていただく前に、次の24ページの（参考）で、現行の履行期限延長の概要をまとめさせていただいております。第1回の監理委員会で、平成21年7月になりますけれども、了解されている事項でございます。現行制度の概要を御説明させていただきます。

まず、「1 趣旨」でございますけれども、原則として学校卒業後20年間以内で返還する必要がございますけれども、返還免除とならない程度の資力がある方であっても、20年間以内での返還が困難と認められる場合には、履行期限を延長して20年間を超える返還を認めようとするものでございます。

「2 対象者」でございますけれども、原則として、制度変更がなければ返還を求められなかった方を対象としておりまして、具体的には、制度変更前の平成16年度から設けました自立促進援助金の支給基準、この基準は現在なくなっておりますけれども、この基準以下であれば延長を認めることといたしております。

こうした対象者には、「3 履行期限を延長する期間」でございますけれども、原則として返還すべき残期間を限度といたしまして、つまり年間の返還額を半額まで引き下げることといたしております。

例えば、残期間が5年間、年間の返還額が5万円の場合でありますと、履行期限の延長をいたしますと、残期間が5年から10年へ、年間返還額が5万円から半額の2万5千円になる、ということでございます。

資力審査は当初に行うわけでございますけれども、「4 履行期限の延長の条件等」にございますとおり、5年ごとに再度、資力審査を行いまして、履行期限の延長を更新するか否かを判定する、ということにしております。以上が履行期限延長の概要でございます。

それでは、23ページにお戻りいただけますでしょうか。特例的な取扱いの案について御説明をさせていただきます。

まず、「1 見直しの背景」でございます。平成26年度に、初めて5年ごとの再度の資力審査の時期を迎えたこと、そして現行制度である、廃止した自立促進援助金制度の支給基準では、本人世帯全員の課税証明等の提出が必要、という中で、今回、連絡対象者である保証人の方から、「これまで5年間、自分が毎月返還をしてきたけれども、借受者本人との関係がこじれて、本人が少し離れた場所で新たな家庭を築いているということもあって、

本人書類が今回は提出できない。引き続き自分が返還を行いたい、何とかならないか。」という申し出があったということを記載させていただいております。

そこで、「2 現行制度からの見直し事項（案）」でございますけれども、「(1) 見直しの方針」のとおり、原則は、従前どおり本人世帯での判定とすることに変化はございませんけれども、(2) に記載してあります3つの要件、すなわち、「ア 要件①」として、別住所地での居住を前提に、家族関係に悪影響が生じる恐れがある場合、その他、特段のやむを得ない事情があるとの保証人からの申出があること。「イ 要件②」として、これまで継続して保証人が返還していることが明らかであること。「ウ 要件③」として、履行期限延長を適用しようとする年度以前に滞納がないこと。この3つの要件すべてを満たす場合、5年ごとの再度の資力審査に限り、保証人世帯を審査の対象に加えようというものでございます。

これは、制度の枠組みは維持しつつ、「(1) 見直しの方針」の4行目に書いておりますとおり、保証人が返還されているという実態に即した所得判定を行いまして、効率的な債権回収を図るため、奨学金の手続を契機として家族関係を悪化させることを避けて、継続的、安定的に保証人の方からの返還をお受けできるよう、特例を設けようとするものでございます。

ただし(1)の但し書きのところにもありますとおり、滞納や保証人の死去等による返還不能時には、人権上の問題を引き起こさないよう慎重に配慮しながら、本市が直接、借受者本人に接触して、返還手続を依頼せざるを得ない、というように考えているところでございます。

また、5年ごとの更新時、資力審査の時ごとに、その時点での資力に応じて判定世帯を変えるのは、少しいいところ取りと言えなくもないものですから、例えば保証人が死去された場合などは別でございますけれども、基本的に判定世帯を変更することは認められない。こうしたことも、この特例をお使いいただく際の、いわば条件というかたちで保証人の方

には御説明する必要があると考えているところでございます。

最後に、「3 実施時期」でございますけれども、基本的に保証人の方の御希望に沿う制度見直しであると考えておりますので、この委員会で御了承いただけましたら、すぐにでも適用してまいりたいと考えているところでございます。

特例的な取扱いの御説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○山下委員長

ありがとうございました。それでは、「履行期限延長における再判定時の特例的な取扱いについて」の審議案件について、御質問、御意見、何でも結構ですので、ありましたら皆様方、お願いいたします。

ございませんでしょうか。そうしましたら、審議事項の3番目ですが、特に御意見や質問がないので、委員会としては承認することにしたいと思います。

審議事項については以上となりますが、せっかくの機会ですので、全体を通じて何かお気づきになった点などございましたら、委員の皆様からよろしくお願いします。いかがでしょうか。

特にないということですので、事務局から最後に報告事項、連絡事項等がありましたらお願いいたします。

○板倉部長

長時間の御審議、ありがとうございました。本日の委員会の議事録についてでございますけれども、事務局で案を作成し、委員長に御確認をいただいたうえで、公表させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、次回の委員会の日程でございますけれども、緊急の案件がなければ、平成28年

6月頃を目途に開催してまいりたいと考えております。平成27年度返還分の取組状況ですとか、訴訟の状況なども御報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。事務局からの報告は以上でございます。

○山下委員長

以上をもちまして、第14回の委員会を終了したいと思います。皆様、本日は長時間にわたり、ありがとうございました。 (終了)